平成２４年（フ）第６４号
群馬県みどり市大間々町浅原1551　浅原田中団地13―９、住民票上の住所群馬県前橋市東大室町612番地
債務者　神沢　孝志
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２９１号
金沢市二口町ロ28番地　グリーンハイム501号
債務者　森田　政博
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０４号
石川県野々市市野代３丁目27番地　レセナⅡ102号
債務者　道下　宏美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２４号
金沢市八日市３丁目618番地１
債務者　新酒　毅彰
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３２号
金沢市横川５丁目105番地　パサージュ横川108号
債務者　中田　修平
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３３号
金沢市諸江町上丁127番地１　澤飯アパート１号、従前の住所金沢市小立野２丁目20番21号、従前々の住所金沢市末町７の35番地13
債務者　窪田　雅子（旧姓栗岡）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
長野県茅野市ちの246番地８　コーポウィング110号
債務者　小林　智美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７４号
岐阜県下呂市馬瀬西村922番地
債務者　吉永眞知子（旧姓坂口・長屋）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
三重県尾鷲市野地町２番18号
債務者　辻本　芳明
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１３７号
鳥取県米子市角盤町１丁目15番地７　やよいコーポ201号
債務者　和田　恭子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２３３号
福岡県久留米市白山町548番地１
債務者　平井　茂秋
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０号
福岡県筑後市大字長浜1791番地７　アーサー長浜101号
債務者　師富　俊明
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県筑後市大字野町246番地５
債務者　大籠　　修
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５８号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5357番地７　コーポＪＵＮ201号
債務者　宮崎　功枝
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３５０号
北九州市八幡西区京良城町10番36―512号
債務者　寺田　臣吾
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９４号
北九州市八幡東区上本町１丁目14番22号
債務者　諏訪下佳恵
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２２号
北九州市小倉北区魚町１－４―21　魚町センタービル６階法テラス北九州法律事務所気付、住民票上の住所大分県別府市田の湯町９番３号
債務者　勝連　明美（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部